

地方公共団体金融機構法第 36 条
第 3 項に基づく説明書類

事業年度 自 平成 22 年 4 月 1 日
(第 3 期) 至 平成 23 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等】	2
2【沿革】	3
3【事業の内容】	4
4【従業員の状況】	7
第2【事業の状況】	8
1【業績等の概要】	8
2【対処すべき課題】	17
3【事業等のリスク】	27
4【経営上の重要な契約等】	29
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	29
第3【設備の状況】	31
1【設備投資等の概要】	31
2【主要な設備の状況】	31
3【設備の新設、除却等の計画】	31
第4【機構の状況】	32
1【出資金等の状況】	32
2【役員の状況】	32
3【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5【経理の状況】	37
【財務諸表等】	38
(1)【財務諸表】	38
①【貸借対照表】	38
②【損益計算書】	39
③【純資産変動計算書】	40
④【キャッシュ・フロー計算書】	42
⑤【附属明細表】	67
(2)【決算報告書】	71
(3)【主な資産及び負債の内容】	73
(4)【その他】	73
第6【機構の参考情報】	73
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条
【事業年度】	第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成20年8月1日に設立され、平成20年10月1日に、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号。以下「機構法」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始いたしました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第10条）第5条の規定による機構法の改正により、平成21年6月1日から法人名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等】

回次 決算年月		第1期 平成21年3月	第2期 平成22年3月	第3期 平成23年3月
経常収益	(百万円)	291,330	558,528	539,997
経常利益	(百万円)	130,697	250,170	247,569
当期純利益	(百万円)	20,425	8,866	16,074
出資金	(百万円)	16,602	16,602	16,602
純資産額	(百万円)	53,087	60,613	69,382
総資産額	(百万円)	23,369,616	23,184,998	23,226,787
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	15,388	△5,520	△166,498
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	472,635	△109,338	527,170
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△310,332	8,532	6,696
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	255,591	149,264	516,633
職員数	(人)	79	81	83

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【沿革】

当機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始いたしました。

なお、参考として、公庫の「沿革」を以下にあわせて記載しております。

(1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

(2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年3月	国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 22 年度貸付額 1 兆 8, 328 億円、平成 22 年度末貸付金残高 22 兆 2, 318 億円

平成 22 年度債券発行額 2 兆 357 億円、平成 22 年度末債券発行残高 18 兆 3, 462 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

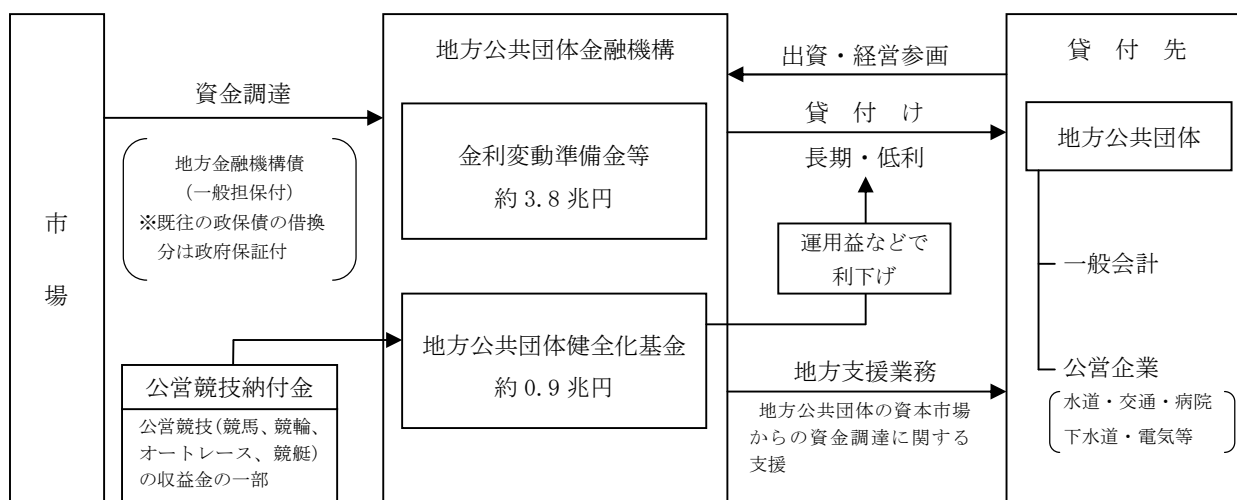
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長 30 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 22 年度末現在)

(2) 業務の概要

① 貸付業務

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては、地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が、平成 22 年度においては、社会福祉施設整備事業が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の 3 種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としており、特別利率及び臨時特別利率は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっております。

(償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。

(貸付けの審査体制)

当機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施いたします。

・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査いたします。

・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握いたします。

(公営競技納付金等による利下げ)

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図るこ

とを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりであります。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
公営競技納付金(億円)	149	109	106	90	107	141	△ 81	85	67
地方公共団体健全化基金(億円)	8,558	8,606	8,676	8,739	8,843	8,997	8,947	9,069	9,158
公営競技開催権を有する団体数	316	299	293	260	225	210	210	210	206
納付団体数	213	212	205	190	180	161	142	85	64

(注) 平成20年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成20年度の納付金は、マイナスとなっております。

②地方支援業務

地方支援業務は、平成19年に制定された地方公共団体金融機構法を根拠とする新しい業務であり、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、個別団体のニーズに合わせて必要な支援を実施するものであります。平成22年度は、平成23年度以降の本格的な展開に向け、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つを主な支援の柱とした「地方支援業務実施方針」を10月に策定し、先行実施が可能な業務メニューから実施いたしました。

・ 人材育成

市町村職員中央研修所と共催で、資金調達担当職員を対象とした基礎的な金融知識に関する専門研修である「資金調達セミナー」を平成22年11月に開催いたしました。

また、都道府県が開催する市町村職員向けの説明会や研修の機会を活用し、機構職員が出張して、5回の出前講座を実施いたしました。

・ 調査研究

機構と東京大学は、これからの地方金融のあり方、地方財政における金融の意義・役割等に関する研究教育の充実を図り、地方金融分野の発展に資する人材を育成することが不可欠であるとの共通認識から、平成22年10月、東京大学に寄付講座を開設いたしました。

また、寄付講座開設に併せて、地方公共団体の資金調達に関する調査研究を行い、地方金融に関する理解を広めるとともに、その成果を地方公共団体に還元していくことを目的として、シンポジウム・フォーラムを継続的に開催することといたしました。平成22年度は、シンポジウムを1回、フォーラムを2回開催いたしました。

・ 実務支援

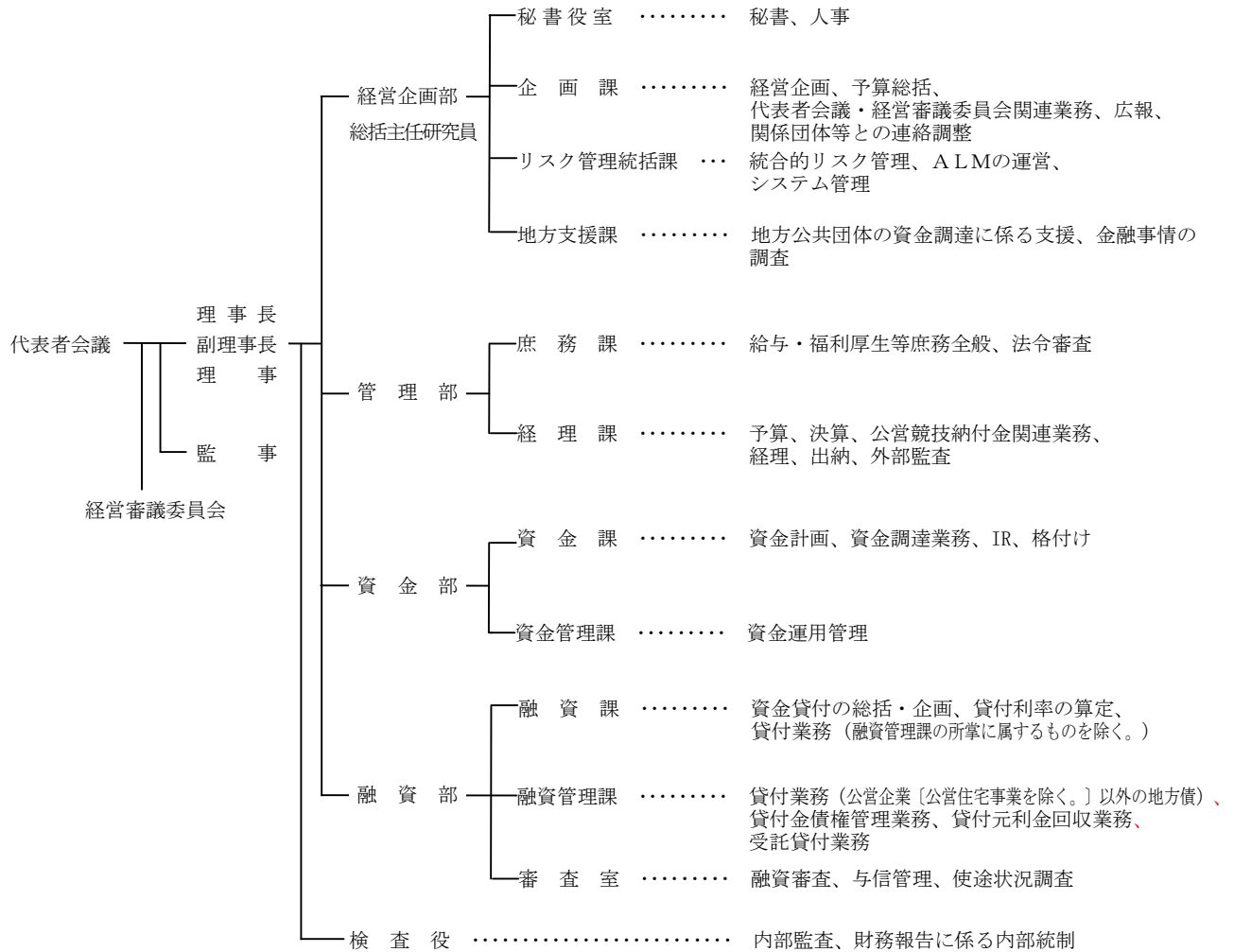
17団体から19案件の依頼に対して、各団体のニーズに応じて、借入金利のスプレッド分析支援などの助言、教育訓練支援を実施いたしました。

また、平成21年度に引き続き、住民参加型市場公募地方債の発行支援事業を、2団体に対して実施いたしました。

・ 情報提供

平成22年11月に地方支援業務ホームページをリニューアルし、地方支援業務の案内をはじめ、実務テキスト、金融データなどの提供を開始いたしました。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 23 年 3 月 31 日現在)



4 【従業員の状況】

平成 23 年 3 月現在における当機構の職員数は、83 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,399億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,398億円であります。また、経常費用は2,924億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,831億円であります。

この結果、経常利益は2,475億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額139億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,454億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は160億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が80億円、管理勘定が80億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆2,267億円、負債の部につきましては債券等の23兆1,574億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等693億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,664億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは5,271億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは66億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は5,166億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

また、国の平成22年度補正予算(第1号)に追加計上されたインフラ整備を円滑に実施するため、公的資金等の所要額の確保を図ることとして、平成22年12月28日に改定されました。

その結果、平成22年度の地方債計画は、総額16兆3,786億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆6,478億円、公営企業債は2兆5,039億円、公営企業借換債は300億円、臨時財政対策債は7兆7,069億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債及び臨時財政対策債について、2兆2,090億円が計上されました。

(貸付計画)

平成22年度の貸付計画は、1兆9,331億円(当年度分9,025億円、過年度分1兆306億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、8,655件、1兆8,328億95百万円(当年度分9,723億71百万円、過年度分8,605億24百万円)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、51.9%を占めております。

同意・許可前貸付については、1件、19億56百万円の貸付けを行いました。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところでありました。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、28億26百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成22年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金384,904件、1兆4,921億91百万円、利息457,669件、5,358億32百万円を収納しました。

なお、東日本大震災により被災した32団体に対して、元利金72億86百万円の払込期日の延長措置を講じましたが、その後、被災団体における行政機能の回復等が進む中、償還業務は着実に進んでおり、期末現在の未償還元利金は、16団体25億43百万円となっております。

また、繰上償還として元金1,338件、1,390億75百万円及びこれに伴う利息1,335件、51百万円を収納しました。繰上償還の理由は、平成22年度公債費負担対策によるもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等です。

このほか同意（許可）前貸付については、利息3件、4百万円を収納しました。

平成23年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は227,701件、22兆2,318億56百万円で、その事業別残高は13ページの表のとおりであります。

また、平成23年3月末における受託貸付残高は26,003件、3,501億73百万円であります。

平成 22 年度地方債計画資金区分（改定後）

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 一般公共事業	16,815	7,926		8,889
2 公営住宅建設事業	1,283	551	207	525
3 災害復旧事業	509	509		
4 教育・福祉施設等整備事業	6,887	3,462	200	3,225
(1) 学校教育施設等	3,184	1,685		1,499
(2) 社会福祉施設	301		200	101
(3) 一般廃棄物処理	1,054	886		168
(4) 一般補助施設等	1,748	891		857
(5) 施設（一般財源化分）	600			600
5 一般単独事業	23,935		4,873	19,062
(1) 一般	4,955		236	4,719
(2) 地域活性化	600		143	457
(3) 防災対策	1,039		248	791
(4) 地方道路等	9,141		2,290	6,851
(5) 旧合併特例	8,200		1,956	6,244
6 辺地及び過疎対策事業	3,133	2,803		330
(1) 辺地対策	433	433		
(2) 過疎対策	2,700	2,370		330
7 公共用地先行取得等事業	516			516
8 行政改革推進	3,200			3,200
9 調 整	200			200
計	56,478	15,251	5,280	35,947
二 公営企業債				
1 水道事業	3,578	1,741	1,490	347
2 工業用水道事業	238		149	89
3 交通事業	2,817	671	1,055	1,091
4 電気事業・ガス事業	61		61	
5 港湾整備事業	515	183	43	289
6 病院事業・介護サービス事業	2,779	1,027	829	923
7 市場事業・と畜場事業	934		302	632
8 地域開発事業	1,459			1,459
9 下水道事業	12,616	4,266	4,316	4,034
10 観光その他事業	42		5	37
計	25,039	7,888	8,250	8,901
合 計	81,517	23,139	13,530	44,848
三公営企業借換債	300		300	
四 臨時財政対策債	77,069	22,351	8,260	46,458
五 退職手当債	4,900			4,900
総 計	163,786	45,490	22,090	96,206

平成 22 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公営住宅事業	19,300	15	16,220	16,235	0.9
社会福祉施設整備事業	100	1,217	0	1,217	0.1
一般事業	10,100	0	6,243	6,243	0.3
地域活性化事業	15,600	221	9,763	9,984	0.5
防災対策事業	22,400	918	17,681	18,598	1.0
合併特例事業	174,300	10,921	172,016	182,937	10.0
地方道路等整備事業	152,800	635	125,556	126,191	6.9
計	394,600	13,926	347,479	361,405	19.7
臨時財政対策債	788,700	569,839	196,398	766,236	41.8
(一般会計債等分計)	1,183,300	583,765	543,876	1,127,641	61.5
公営企業債					
水道事業(上水道)	117,600	107,084	18,568	125,652	6.9
(簡易水道)	14,100	3,228	9,419	12,647	0.7
交通事業(一般交通)	6,200	3,838	0	3,838	0.2
(都市高速鉄道)	69,700	35,006	11,174	46,180	2.5
病院事業	66,700	49,831	3,565	53,396	2.9
下水道事業	411,200	106,223	266,022	372,245	20.3
工業用水道事業	12,400	8,596	1,317	9,913	0.5
電気事業(水力発電を除く)	1,300	0	77	77	0.0
(水力発電)	300	446	6	452	0.0
ガス事業	1,500	4,524	0	4,524	0.2
介護サービス事業	200	262	50	312	0.0
市場事業	12,500	2,457	1,307	3,764	0.2
と畜場事業	900	0	151	151	0.0
駐車場事業	100	0	780	780	0.0
小 計	714,700	321,494	312,435	633,929	34.6
港湾整備事業	4,300	35	3,923	3,958	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	800	0	290	290	0.0
小 計	5,100	35	4,213	4,248	0.2
計	719,800	321,529	316,648	638,177	34.8
公営企業借換債	30,000	67,077	0	67,077	3.7
合 計	1,933,100	972,371	860,524	1,832,895	100.0

(注 1) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

(注 2) 一般事業、地方道路等整備事業はそれぞれ、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業、臨時地方道路整備事業を含んだ数値であります。

平成 22 年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 22 年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	448,646	24.5
政令指定都市	266,533	14.5
市及び特別区	951,000	51.9
町村	147,805	8.1
企業団・組合等	18,910	1.0
計	1,832,895	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成22年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	383,831	1,474,979	456,560	532,281
公社貸付	1,073	17,212	1,109	3,551
計	384,904	1,492,191	457,669	535,832
長期貸付繰上償還				
一般貸付	1,321	137,400	1,318	50
公社貸付	17	1,675	17	0
計	1,338	139,075	1,335	51
同意(許可)前貸付償還	-	-	3	4
短期貸付償還	-	-	-	-
計	386,242	1,631,266	(3) 459,004	(4) 535,883

- (注) 1. 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。
 2. 括弧書きは、平成22年度同意(許可)前貸付の回収利息であり、外書としております。

平成22年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
水道事業	4,106,591	18.5	臨時高等学校整備事業	76,583	0.3
工業用水道事業	248,081	1.1	一般事業	12,835	0.1
一般交通事業	21,754	0.1	地域活性化事業	10,045	0.0
都市高速鉄道事業	1,391,265	6.3	防災対策事業	18,645	0.1
電気事業	59,638	0.3	合併特例事業	193,536	0.9
ガス事業	41,303	0.2	地方道路等整備事業	123,213	0.6
港湾整備事業	98,591	0.4	社会福祉施設整備事業	1,217	0.0
病院事業	584,184	2.6	臨時財政対策債	1,214,734	5.5
介護事業	23,900	0.1	一般貸付計	22,091,827	99.4
市場事業	84,410	0.4			
と畜場事業	6,015	0.0	道路公社	140,029	0.6
観光施設事業	6,442	0.0	公社貸付計	140,029	0.6
駐車場事業	79,487	0.4			
地域開発事業	33,719	0.2			
下水道事業	8,967,000	40.3	合計	22,231,856	100.0
公営住宅建設事業	568,619	2.6			
産業廃棄物処理事業	9,231	0.0			
臨時地方道整備事業	3,900,914	17.5			
臨時河川等整備事業	209,876	0.9			

- (注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 22 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	259	178,049	5,012	785,641	7,743	218,208	317	26,527			13,331	1,208,424
青森	221	51,592	1,843	229,936	1,342	45,688	106	14,442	2	18	3,514	341,675
岩手	233	75,513	2,590	257,033	770	32,265	69	4,017			3,662	368,827
宮城	343	122,333	4,048	389,570	2,328	63,974	93	11,229	19	2,521	6,831	589,628
秋田	226	41,102	4,471	207,768	1,170	17,506	4	68			5,871	266,444
山形	281	76,265	2,595	205,289	1,885	39,722	118	2,685	10	142	4,889	324,102
福島	308	59,456	3,480	271,913	2,956	66,060	186	26,398	3	335	6,933	424,163
茨城	472	119,436	5,928	337,239	1,252	36,040	196	19,542	4	922	7,852	513,179
栃木	183	51,547	3,105	232,930	894	26,757	4	3,826	14	1,027	4,200	316,087
群馬	289	73,985	3,552	206,941	1,723	39,685	38	6,741			5,602	327,352
埼玉	217	224,347	5,192	502,423	1,557	43,518	225	19,541	16	2,242	7,207	792,071
千葉	434	151,647	4,154	484,887	771	21,126	392	55,483	13	3,228	5,764	716,371
東京	146	224,442	1,673	212,259	211	6,120	20	15,601			2,050	458,421
神奈川	224	159,509	2,452	927,233	835	27,579	77	130,916	5	1,442	3,593	1,246,678
新潟	260	56,063	8,136	494,127	842	20,461	139	15,072			9,377	585,723
富山	300	58,699	3,465	230,527	447	23,433	122	11,870	22	1,199	4,356	325,729
石川	190	38,647	2,579	232,457	1,210	51,464	11	1,527	10	979	4,000	325,074
福井	282	66,391	1,991	115,339	930	19,812	71	4,885	1	7	3,275	206,433
山梨	150	56,295	3,104	125,014	1,079	18,447	146	6,881	2	368	4,481	207,005
長野	235	63,801	4,250	342,834	3,004	85,642	168	11,838	25	2,703	7,682	506,818
岐阜	178	86,802	4,226	248,129	1,137	35,462	1	27	7	544	5,549	370,964
静岡	364	100,538	4,550	404,853	554	18,532	74	12,303	22	1,767	5,564	537,992
愛知	314	214,924	4,833	771,521	1,041	28,880	132	8,751	57	45,026	6,377	1,069,102
三重	412	87,116	3,722	251,729	980	27,641	29	3,400	5	68	5,148	369,955
滋賀	224	68,673	3,971	231,861	514	12,742	73	4,228	9	847	4,791	318,352
京都	218	59,354	3,116	466,084	899	25,293	5	3,395	16	1,982	4,254	556,107
大阪	377	185,668	4,535	1,358,035	712	22,145	33	1,450	71	20,786	5,728	1,588,084
兵庫	325	236,282	6,902	875,387	1,631	74,512	479	82,128	81	15,709	9,418	1,284,017
奈良	263	116,582	2,142	130,927	1,595	42,206	2	237	6	3,466	4,008	293,417
和歌山	123	25,884	1,332	135,001	1,009	40,156	14	2,005			2,478	203,046
鳥取	202	33,495	1,283	95,810	1,776	48,454	22	944			3,283	178,702
島根	205	79,625	2,167	186,972	486	20,849	41	2,151			2,899	289,597
岡山	322	136,764	4,612	403,820	1,251	34,775	109	29,054			6,294	604,413
広島	385	118,420	4,215	568,831	888	29,806	2	950	17	9,957	5,507	727,963
山口	442	82,942	4,126	211,921	495	12,603	143	11,789	4	489	5,210	319,745
徳島	212	49,296	1,194	87,774	713	23,466	3	170			2,122	160,707
香川	250	38,144	2,068	103,140	772	18,485	6	691			3,096	160,460
愛媛	146	24,720	2,263	191,853	551	18,356	10	646			2,970	235,575
高知	149	36,658	1,270	120,756	541	16,069	4	12,443	6	233	1,970	186,159
福岡	124	77,350	4,056	869,843	1,570	74,323	247	24,381	34	19,192	6,031	1,065,088
佐賀	43	18,920	1,432	131,032	536	26,489	107	13,618	2	68	2,120	190,127
長崎	155	35,691	2,536	228,471	541	16,505	19	1,790	15	1,590	3,266	284,047
熊本	193	44,022	2,786	232,034	1,374	39,554	26	2,607	11	291	4,390	318,508
大分	132	39,637	2,129	146,737	132	3,976					2,393	190,350
宮崎	192	48,168	2,016	163,328	688	21,367	3	174			2,899	233,035
鹿児島	173	92,790	2,283	173,165	727	17,082	4	1,052	7	882	3,194	284,970
沖縄	226	64,225	1,261	80,677	750	14,331	35	1,936			2,272	161,169
合計	11,602	4,151,809	155,093	15,684,482	56,365	1,644,129	4,125	611,407	516	140,029	227,701	22,231,856

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け（105件、31,446百万円）を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

平成22年度における地方金融機構債（政府保証のない公募債）の発行総額は9,000億円（額面）であり、その内訳は10年債3,600億円、20年債1,600億円、FLIP2,900億円、5年債900億円となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は10年債4,000億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債7,357億円（額面）（うち国内債6,525億30百万円、国外債831億70百万円）を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成22年度末発行残高は18兆3,462億30百万円（額面）となっております。

なお、平成22年度の機構債券の発行条件は、以下のとおりであります。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

平成22年度債券発行状況

地方公共団体金融機構債

（地方金融機構債）

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第11回	10年	350	1.465	100.00	22.4.22	32.4.28
第12回	10年	300	1.380	100.00	22.5.25	32.5.28
第13回	10年	300	1.278	100.00	22.6.17	32.6.26
第14回	10年	300	1.174	100.00	22.7.22	32.7.28
第15回	10年	300	1.093	100.00	22.8.19	32.8.28
第16回	10年	300	1.164	100.00	22.9.21	32.9.28
第17回	10年	300	0.976	100.00	22.10.25	32.10.28
第18回	10年	300	1.066	100.00	22.11.18	32.11.27
第19回	10年	300	1.274	100.00	22.12.20	32.12.28
第20回	10年	300	1.280	100.00	23.1.24	33.1.28
第21回	10年	300	1.365	100.00	23.2.21	33.2.26
第22回	10年	250	1.340	100.00	23.3.17	33.3.26
第7回	20年	300	2.202	100.00	22.4.22	42.4.26
第8回	20年	300	2.043	100.00	22.6.17	42.6.28
第9回	20年	200	1.927	100.00	22.7.22	42.7.26
第10回	20年	200	1.752	100.00	22.8.19	42.8.28
第11回	20年	200	1.851	100.00	22.10.20	42.10.28
第12回	20年	200	2.092	100.00	22.12.13	42.12.27
第13回	20年	200	2.132	100.00	23.1.24	43.1.28
F21回	4年	200	0.435	100.00	22.4.28	26.4.18
F22回	8年	60	1.050	100.00	22.5.10	30.5.10
F23回	8年	90	1.075	100.00	22.5.12	30.5.29
F24回	13年	30	1.681	100.00	22.5.12	35.3.17
F25回	9年	70	1.255	100.00	22.5.13	31.8.20
F26回	7年	50	0.855	100.00	22.5.19	29.5.26

F 27 回	9 年	250	1.235	100.00	22.5.27	31.6.20
F 28 回	17 年	35	1.753	100.00	22.7.29	39.7.28
F 29 回	12 年	30	1.347	100.00	22.7.29	34.8.23
F 30 回	6 年	250	0.504	100.00	22.7.29	28.7.28
F 31 回	9 年	250	1.022	100.00	22.7.29	31.9.27
F 32 回	4 年	30	0.268	100.00	22.7.29	26.7.25
F 33 回	7 年	30	0.620	100.00	22.7.29	29.7.28
F 34 回	8 年	30	0.785	100.00	22.7.29	30.7.27
F 35 回	9 年	30	0.962	100.00	22.7.29	31.7.26
F 36 回	9 年	100	0.986	100.00	22.7.29	31.8.6
F 37 回	15 年	30	1.597	100.00	22.7.29	37.8.5
F 38 回	7 年	50	0.567	100.00	22.8.2	29.3.22
F 39 回	8 年	50	0.808	100.00	22.8.2	30.8.28
F 40 回	3 年	40	0.185	100.00	22.8.2	25.7.26
F 41 回	9 年	250	0.869	100.00	22.10.28	31.12.20
F 42 回	13 年	40	1.284	100.00	22.10.28	35.6.20
F 43 回	15 年	35	1.525	100.00	22.10.28	37.10.28
F 44 回	8 年	160	0.647	100.00	22.11.4	30.10.26
F 45 回	15 年	35	1.520	100.00	22.11.4	37.12.19
F 46 回	15 年	30	1.539	100.00	22.11.8	37.11.7
F 47 回	29 年	30	2.095	100.00	22.11.8	51.11.8
F 48 回	9 年	250	1.245	100.00	23.1.27	32.3.19
F 49 回	25 年	30	2.332	100.00	23.1.27	48.5.27
F 50 回	9 年	30	1.123	100.00	23.1.31	32.2.28
F 51 回	18 年	30	2.000	100.00	23.1.31	41.3.7
F 52 回	15 年	30	1.781	100.00	23.1.31	38.1.28
F 53 回	9 年	150	※1	100.00	23.2.1	32.1.31
F 54 回	13 年	30	1.588	100.00	23.2.3	36.3.19
F 55 回	15 年	35	1.773	100.00	23.2.3	38.2.3
F 56 回	22 年	30	2.160	100.00	23.2.3	45.2.3
第 1 回	5 年	200	0.525	100.00	22.5.25	27.5.28
第 2 回	5 年	300	0.423	100.00	22.9.21	27.9.28
第 3 回	5 年	200	0.424	100.00	22.11.18	27.11.27
第 4 回	5 年	200	0.639	100.00	23.2.21	28.2.26

※1 6ヶ月ユーロ円ライボー+0.022%

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会による引受)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第7回	10年	600	1.48	100.00	22.4.27	32.4.27
A号第8回	10年	600	1.42	100.00	22.5.24	32.5.22

A号第9回	10年	300	1.20	100.00	22.7.28	32.7.28
A号第10回	10年	300	0.99	100.00	22.10.27	32.10.27
A号第11回	10年	400	1.16	100.00	22.11.26	32.11.26
A号第12回	10年	600	1.33	100.00	23.1.27	33.1.27
A号第13回	10年	600	1.42	100.00	23.2.24	33.2.24
A号第14回	10年	600	1.40	100.00	23.3.22	33.3.22

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第11回	10年	600	1.4	99.75	22.4.19	32.4.17
第12回	10年	600	1.3	99.45	22.5.24	32.5.22
第13回	10年	600	1.3	100.00	22.6.14	32.6.12
第14回	10年	600	1.1	99.45	22.7.20	32.7.17
第15回	10年	600	1.0	99.30	22.8.16	32.8.14
第16回	10年	500	1.0	99.30	22.9.14	32.9.14
第17回	10年	500	0.9	100.00	22.10.21	32.10.21
第18回	10年	500	0.9	99.30	22.11.17	32.11.17
第19回	10年	500	1.2	100.00	22.12.14	32.12.14
第20回	10年	500	1.2	99.60	23.1.20	33.1.20
第21回	10年	500	1.2	99.40	23.2.15	33.2.15
第22回	10年	525.3	1.3	99.80	23.3.14	33.3.12

償還方法：満期一括償還

(政府保証国外債)

区分 回号	年限	発行額 (円換算額)	表面利率 (%)	発行価額 (%)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第1回グローバル・ドル債	10年	1,000百万米\$ (831.7億円)	4.0	99.17	23.1.13	33.1.13

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成 23 年度経営計画並びに平成 23 年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 23 年度経営計画

I 平成 23 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成 23 年度貸付計画の概要

平成 23 年度地方債計画における機構資金の計上額(18,930 億円)を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,431 億円を計上(平成 22 年度貸付計画額 19,331 億円から 900 億円、4.7%の減。詳細は表 1 のとおり)。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び一般事業債について、所要額を計上。また、それ以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債及び社会福祉施設整備事業債について、所要額を計上(なお、公共事業等債については、国庫補助金の一部一括交付金化に伴い、平成 23 年度に創設)。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上。

(4) 公営企業借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300 億円を計上。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成23年度においては、1,000億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債300億円）を実施する。

(表1)

平成23年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成22年度 貸付計画額〕
			過年度分	当年度分	合計		
一般 会 計 債	公共事業等債	1,305	-	39	39	1,135	-
	公営住宅事業	197	176	6	182	171	193
	社会福祉施設整備事業	123	122	4	126	107	1
	一般事業	224	201	7	208	195	101
	地域活性化事業	119	122	3	125	104	156
	防災対策事業	236	212	7	219	205	224
	合併特例事業	1,861	1,669	56	1,725	1,619	1,743
	地方道路等整備事業	543	1,747	16	1,763	473	1,528
	計	4,608	4,249	138	4,387	4,009	3,946
	臨時財政対策債	6,600	3,206	4,092	7,298	2,310	7,887
	(一般会計債等分計)	11,208	7,455	4,230	11,685	6,319	11,833
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,351	562	541	1,103	675	1,176
	(簡易水道)	161	66	64	130	81	141
	交通事業(一般交通)	70	34	28	62	35	62
	(都市高速鉄道)	778	385	311	696	389	697
	病院事業	772	357	309	666	386	667
	下水道事業	3,955	1,834	1,582	3,416	1,978	4,112
	工業用水道事業	136	62	54	116	68	124
	電気事業(水力発電を除く)	25	11	10	21	12	13
	(水力発電)	8	1	3	4	4	3
	ガス事業	32	13	13	26	16	15
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	2
	市場事業	67	122	27	149	33	125
	と畜場事業	5	8	2	10	3	9
	駐車場事業	3	1	1	2	2	1
		小計	7,365	3,457	2,946	6,403	3,683
	港湾整備事業	47	18	19	37	23	43
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	10	2	4	6	5	8
	小計	57	20	23	43	28	51
	計	7,422	3,477	2,969	6,446	3,711	7,198
	公営企業借換債	300	-	300	300	-	300
	合計	18,930	10,932	7,499	18,431	10,030	19,331

注1) 事業等は、平成23年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案し算定した。

注3) このうち当年度分は、一般会計債については、3%相当額、臨時財政対策債については、62%相当額、公営企業債については、40%相当額を計上した。

注4) また、過年度分は、23年度に執行が見込まれる前年度からの繰越分である。

注5) 公営企業借換債については、地方債計画額を全額当年度分に計上した。

II 平成 23 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロ MTN プログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 23 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 23 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行を組み合わせで行うこととし、平成 23 年度においては、表 2 のとおり政府保証のない公募債を 9,000 億円、地方公務員共済組合連合会の引受による債券を 3,000 億円発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 23 年度においては、表 2 のとおり 7,100 億円を発行する予定。

(表 2)

平成 23 年度債券発行計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	3,600 億円程度
20 年債	1,600 億円程度
5 年債・F L I P ・その他	3,800 億円程度
計	9,000 億円

※ 貸付状況、市場環境等により変更することがある。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	5,100 億円
6 年債	2,000 億円
計	7,100 億円

Ⅲ 平成 23 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達に 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅳ 平成 23 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

2. 平成 23 年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の 4 つの柱で実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の 3 つの支援事業を実施する。

① 共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、専門知識を必要とし、かつ、多くの地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

V 平成 23 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

平成 19 年度より実施していた「公庫から機構への安定的なシステム移行」が概ね終了したことから、機構の業務をより効率的・有機的に実施するために業務フローの抜本的な見直しを行ったうえで、平成 25 年度を目途に「システムの再構築」を図る。

2. 平成 23 年度システム投資方針

システムの再構築を実施するため、「機構の新たな業務フロー・システム構成の全体像」及び「具体的な開発内容」等を定めた「開発投資基本計画（システム抜本的見直し計画）」を策定の上、順次システム開発に取り組む。

VI 平成 23 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

2. 平成 23 年度における組織・体制の充実強化

(1) 独立性を確保し、融資審査の一層の充実強化を図るため、融資部の「審査室」を分離し「審査役」を設置するなど、その実施体制を強化する。

(2) システム開発、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応等の観点から、必要な職員の確保を図る。

(3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等に OJT 研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。

②平成23年度事業計画

- 1 平成23年度における貸付金は、1,843,100百万円を予定している。
- 2 平成23年度における貸付回収金は、1,586,913百万円を予定している。
- 3 平成23年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,200,000百万円、政府保証機構債710,000百万円、合計1,910,000百万円を予定している。
- 4 平成23年度における債券償還金は、2,176,130百万円を予定している。
- 5 平成23年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の実施を予定している。
- 6 平成23年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,701百万円を予定している。

③平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,307,881
貸付金	1,843,100
債券償還金	2,176,130
事業損金	288,303
事務費	2,133
支払利息	280,614
債券発行費	5,265
元利金支払手数料	291
固定資産取得費	317
その他	31
資金収入合計	4,024,801
貸付回収金	1,586,913
地方公共団体金融機構債券	1,910,000
事業益金	520,805
公営競技納付金	6,000
雑収入	1,083
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△283,080
前期末現金預け金等	1,000,760
期末現金預け金等	717,679

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれておりません。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

④平成23年度予算

平成23年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、1,910,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成23年度 予定損益計算書

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	521,673
資金運用収益	521,444
貸付金利息	520,590
有価証券利息及び預け金利息	854
その他の受入利息	73
役務取引等収益	128
その他経常収益	28
経常費用	292,691
資金調達費用	283,507
債券利息	283,251
金利スワップ支払利息	256
役務取引等費用	277
その他業務費用	5,014
営業経費	2,762
人件費	874
業務費	1,200
その他の営業経費	688
その他経常費用	1,131
地方公共団体健全化基金組入額	1,131
経常利益	228,982
特別利益	232,975
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	12,975
特別損失	428,402
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	208,402
当期純利益	33,556

（注） 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成23年度 予定貸借対照表
(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,484,016	債券	18,081,471
有価証券及び現金預け金	717,679	その他負債	13,732
その他資産	15,451	地方公共団体健全化基金	922,810
有形固定資産及び無形固定資産	3,883	基本地方公共団体健全化基金	913,944
		組入地方公共団体健全化基金	8,865
		特別法上の準備金等	4,090,486
		金利変動準備金	880,000
		公庫債権金利変動準備金	3,123,578
		利差補てん積立金	86,908
		負債の部合計	23,108,498
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	33,106
		一般勘定積立金	33,106
		管理勘定利益積立金	62,824
		純資産の部合計	112,531
資産の部合計	23,221,029	負債及び純資産の部合計	23,221,029

⑤収支に関する中期的な計画（平成23年度～平成25年度）

(単位：億円)

科 目	23年度計画	24年度計画	25年度計画
経 常 収 益	5,220	5,210	5,290
経 常 費 用	2,930	3,100	3,450
経 常 利 益	2,290	2,110	1,840
特 別 損 益	△ 1,950	△ 1,640	△ 1,300
当 期 純 利 益	340	470	540

- (注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるものであります。
2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で 22 兆 2,318 億円となっておりますが、そのうち 0.6%程度の 1,400 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.2%程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 6,600 億円、管理勘定で 3 兆 1,365 億円、両勘定合計で 3 兆 7,965 億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。機構が業務を開始して、まだ、2 年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成 22 年度末のアウトラ

イヤー比率は14.6%、デュレーションギャップは1.12年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・なお、公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,365億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

(参考) 平成22年度末

一般勘定	・貸付デュレーション 10.66年・債券（資金調達）デュレーション 9.54年・デュレーションギャップ 1.12年（前年比△0.02年）
管理勘定	・貸付デュレーション 6.99年・債券（資金調達）デュレーション 4.49年・デュレーションギャップ 2.50年（前年比△0.13年）
機構全体	・貸付デュレーション 7.55年・債券（資金調達）デュレーション 5.19年・デュレーションギャップ 2.36年（前年比△0.20年）

また、当機構は、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しております。

また、当機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

なお、システム関連規程等の再編に伴い、平成23年度からは、新たに制定した「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等に基づき、適切に運用してまいります。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、業務の立ち上げ時間の短縮や被災直後の業務レベルの向上を図るために、「業務継続計画」を策定しています。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1)【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,399億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,398億円であります。また、経常費用は2,924億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,831億円であります。

この結果、経常利益は2,475億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額139億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,454億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は160億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が80億円、管理勘定が80億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆2,267億円、負債の部につきましては債券等の23兆1,574億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等693億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,664億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは5,271億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは66億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は5,166億円となりました。

(自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりであります。

・平成 22 年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	3 カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
要注意先 4, 263 (0. 02%)		
正常先 135, 766 (0. 61%)	正常債権 22, 231, 856 (100%)	
非区分 (地方公共団体) 22, 091, 827 (99. 37%)		
総計 22, 231, 856	総計 22, 231, 856	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金であります。(金額は平成 22 年度末)
2. () 内の数値は総計に対する構成比であります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率(平成 21 年度決算ベース)に基づき、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高を分類

(単位：百万円)

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	1	0. 06%	2, 391	0. 01%
早期健全化基準該当団体	13	0. 73%	45, 204	0. 21%
その他の団体	1, 770	99. 22%	21, 432, 825	99. 78%
合計	1, 784	100. 00%	21, 480, 420	100. 00%

(注) 1. 貸付残高の数値は、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高であり、一部事務組合、企業団及び公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分(地方公共団体)との相違は、自己査定結果には一部事務組合及び企業団に対する貸付額並びに未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の平成 21 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか 1 つ以上が財政再生基準以上の団体であります。
3. 「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の平成 21 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか 1 つ以上が早期健全化基準以上の団体であります。
4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得いたしました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア等	113

また、当事業年度において除却した設備はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)	
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・ 舎宅	6,167	2,403	460	55	757	3,675	83

(注) 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中所である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

(1) 新設

法人名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	駒沢ハイ ム	東京都世田 谷区	改修	舎宅	79	0	自己資金	—	—

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされており、また、同条の第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされており、

当事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,400,000
市・特別区	809	9,173,200
町 村	941	1,028,900
合 計	1,797	16,602,100

(平成23年3月31日現在)

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされており、

2【役員の状況】

(平成23年6月1日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期
理事長	—	渡邊 雄司	昭和19年 1月3日生	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁	(注)1
副理事長	—	福永 正通	昭和16年 8月9日生	昭和35年9月 東京都入都 平成8年7月 東京都清掃局長 平成11年5月 東京都副知事 平成17年6月 東京地下鉄株式会社代表取締役副社長	(注)2
理事	—	武居 丈二	昭和30年 12月21日生	昭和55年4月 自治省入省 平成7年4月 自治省財政局財政課財政企画官 平成17年4月 福岡県副知事 平成21年7月 総務省消防庁国民保護・防災部長	(注)3
理事	—	平沼 貞次	昭和29年 4月9日生	昭和53年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務省大臣官房地方課長兼財務総合政策研究所次長 平成19年5月 預金保険機構総務部長兼RCC室長 平成21年7月 国税不服審判所次長	(注)3
理事 (非常勤)	—	疋田 慶一	昭和23年 6月1日生	昭和46年4月 北九州市入庁 平成8年4月 北九州市財政局財務部長 平成19年4月 北九州市会計室長 平成21年4月 (財)北九州市都市整備公社理事長	(注)3
監事	—	原 克彦	昭和30年 12月16日生	昭和54年4月 運輸省入省 平成7年8月 運輸省海上交通局外航課国際機関条約対策室長 平成14年4月 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 平成21年7月 国土交通省中国運輸局長	(注)3
監事 (非常勤)	—	高田 宥	昭和19年 5月26日生	昭和42年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成14年6月 室町商事株式会社社長 兼 室町殖産株式会社社長 平成19年6月 株式会社東京精密監査役	(注)4

- (注) 1. 任期は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までであります。
2. 任期は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までであります。
3. 任期は、平成 22 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までであります。
4. 任期は、平成 22 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までであります。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成 23 年 6 月 1 日現在の代表者会議委員は次のとおりであります。

(地方公共団体の代表者)

伊藤祐一郎（鹿児島県知事）（議長）

森 民夫（新潟県長岡市長）

藤原 忠彦（長野県川上村長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法科大学院長）

堀場 勇夫（青山学院大学教授）

森田富治郎（21世紀政策研究所理事長・第一生命保険(株)代表取締役会長）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求められることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成 23 年 6 月 1 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりであります。

栢森 哲也（(株)時事通信社取締役）

栗原 脩（弁護士（西村あさひ法律事務所））

篠崎 由紀子（(株)都市生活研究所代表取締役）

鈴木 豊（青山学院大学大学院教授・公認会計士）

西野 万里（明治大学名誉教授）

林 宜嗣（関西学院大学教授）（委員長）

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要であります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

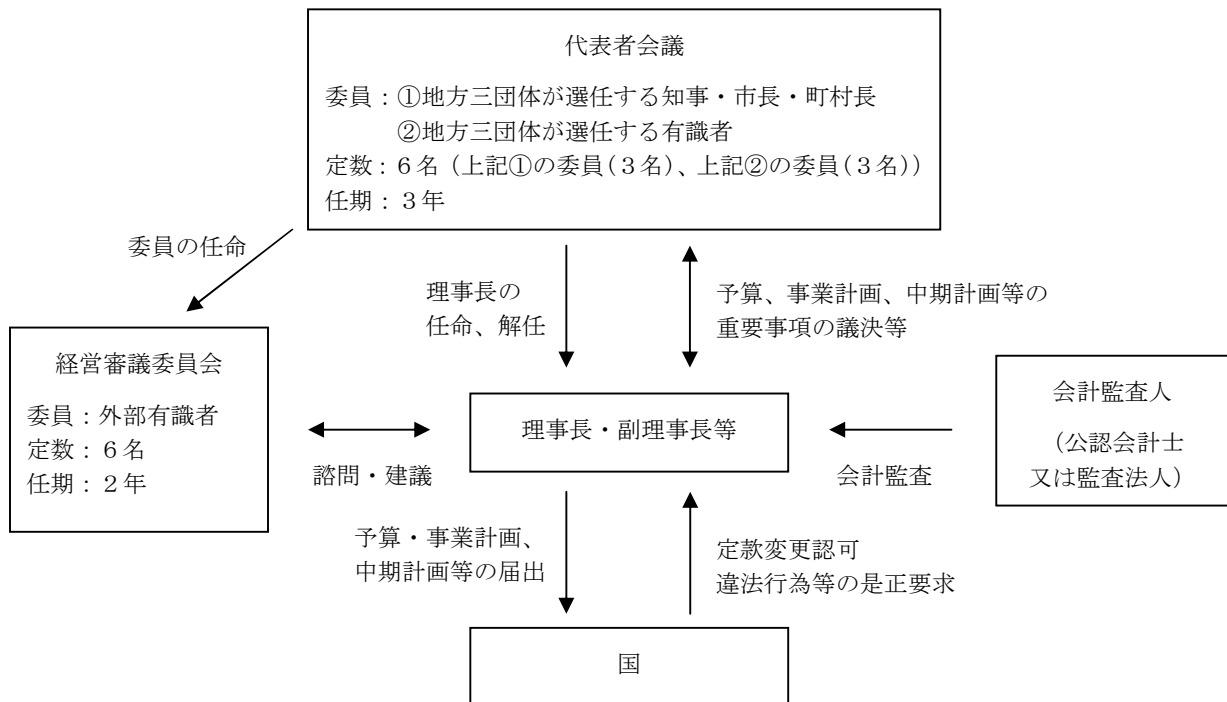
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第5条第2項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第9条第1項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当機構においては、財務諸表等の適正性を確保するため、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされております。また、財務会計省令に基づき、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっております。

当機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施いたします。

なお、平成 22 年度分の内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨の監査意見（財務会計省令第 32 条第 4 項第 1 号に基づく無限定適正意見）を得ております。

ハ. 内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構は、内部監査のための組織として、各部、各課・室から独立した立場である検査役を置いて、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的に内部監査を行っております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることとされております。検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施いたします。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

ニ. 会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤暢一氏、岡村俊克氏、樋澤克彦氏及び荒張健氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 4 名、その他 7 名であります。

②リスク管理体制の整備の状況

(統括的リスク管理とリスク管理体制)

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統括的なリスク管理を行っております。

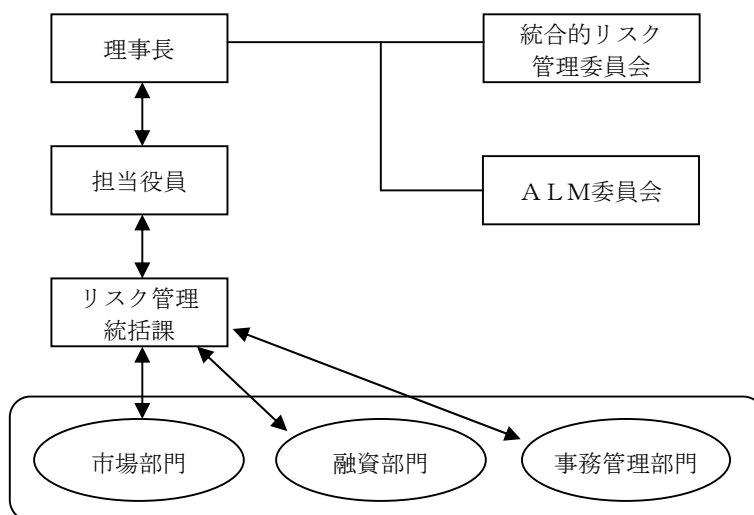
このため、機構全体のリスク管理を統括する統括的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統括的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク(債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統括的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、91百万円であります。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当機構	44	—	39	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 22 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 23 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	22,030,227	95.02	22,231,856	95.72
有価証券		984,477	4.25	457,590	1.97
現金預け金		149,264	0.65	516,633	2.23
その他資産		17,159	0.07	17,033	0.07
有形固定資産	1	2,948	0.01	2,918	0.01
無形固定資産		921	0.00	756	0.00
資産の部合計	3	23,184,998	100.00	23,226,787	100.00
(負債の部)					
債券		18,534,475	79.94	18,327,190	78.91
その他負債		17,726	0.08	17,698	0.08
賞与引当金		43	0.00	41	0.00
役員賞与引当金		7	0.00	6	0.00
退職給付引当金		210	0.00	195	0.00
役員退職慰労引当金		56	0.00	27	0.00
地方公共団体健全化基金		906,939	3.91	915,823	3.94
基本地方公共団体健全化基金		901,407	3.89	908,104	3.91
組入地方公共団体健全化基金		5,531	0.02	7,719	0.03
特別法上の準備金等	4	3,664,927	15.81	3,896,421	16.77
金利変動準備金		440,000	1.90	660,000	2.84
公庫債権金利変動準備金		3,111,043	13.42	3,136,532	13.50
利差補てん積立金		113,883	0.49	99,889	0.43
負債の部合計		23,124,384	99.74	23,157,405	99.70
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		5,834	0.02	13,860	0.06
一般勘定積立金		5,834	0.02	13,860	0.06
評価換算差額等		△1,340	△0.00	△8,645	△0.03
繰延ヘッジ損益		△1,340	△0.00	△8,645	△0.03
管理勘定利益積立金		39,517	0.17	47,565	0.20
純資産の部合計		60,613	0.26	69,382	0.30
負債及び純資産の部合計		23,184,998	100.00	23,226,787	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		558,528	100.00	539,997	100.00
資金運用収益		558,369		539,812	
役務取引等収益		140		134	
その他経常収益		18		50	
経常費用		308,357	55.21	292,428	54.15
資金調達費用		297,347		283,177	
役務取引等費用		271		269	
その他業務費用		4,641		4,418	
営業経費		2,365		2,374	
その他経常費用		3,731		2,187	
地方公共団体健全化基金組入額		3,731		2,187	
その他の経常費用		—		—	
経常利益		250,170	44.79	247,569	45.85
特別利益		235,010	42.08	233,994	43.33
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		15,010		13,994	
特別損失		476,315	85.28	465,489	86.20
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		256,315		245,489	
国庫納付金		—		—	
当期純利益	1	8,866	1.59	16,074	2.98

③ 【純資産変動計算書】

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
前事業年度末残高		16,602	16,602
当事業年度変動額			
出資金の受入		—	—
当事業年度変動額合計		—	—
当事業年度末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
前事業年度末残高		1,295	5,834
当事業年度変動額			
当期純利益		4,539	8,025
当事業年度変動額合計		4,539	8,025
当事業年度末残高		5,834	13,860
利益剰余金合計			
前事業年度末残高		1,295	5,834
当事業年度変動額			
当期純利益		4,539	8,025
当事業年度変動額合計		4,539	8,025
当事業年度末残高		5,834	13,860
出資者資本合計			
前事業年度末残高		17,897	22,436
当事業年度変動額			
出資金の受入		—	—
当期純利益		4,539	8,025
当事業年度変動額合計		4,539	8,025
当事業年度末残高		22,436	30,462
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
前事業年度末残高		—	△1,340
当事業年度変動額			
当期純利益		—	—
出資資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△1,340	△7,305
当事業年度変動額合計		△1,340	△7,305
当事業年度末残高		△1,340	△8,645
管理勘定利益積立金			
前事業年度末残高		35,190	39,517
当事業年度変動額			
公営企業金融公庫承継資産等の受入		—	—
当期純利益		4,326	8,048
当事業年度変動額合計		4,326	8,048
当事業年度末残高		39,517	47,565

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
純資産合計			
前事業年度末残高		53,087	60,613
当事業年度変動額			
出資金の受入		—	—
公営企業金融公庫承継資産等の受入		—	—
当期純利益		8,866	16,074
出資資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△1,340	△7,305
当事業年度変動額合計		7,525	8,768
当事業年度末残高		60,613	69,382

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		8,866	16,074
減価償却費		294	353
資金運用収益		△558,369	△539,812
資金調達費用		297,347	283,177
賞与引当金の減少額		△4	△1
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		△0	△0
退職給付引当金の増加額		7	△14
役員退職慰労引当金の増加額		5	△28
地方公共団体健全化基金の増加額		3,731	2,187
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額		36,315	25,489
利差補てん積立金の減少額		△15,010	△13,994
貸付金の純増(△)減		185,060	△201,628
債券の純増減(△)		△447,921	△211,245
資金運用による収入		557,974	539,475
資金調達による支出		△293,491	△279,095
その他		△325	△7,434
営業活動によるキャッシュ・フロー		△5,520	△166,498
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		5,536,800	6,711,500
有価証券の取得による支出		△5,645,665	△6,184,118
有形固定資産の取得による支出		△9	△15
無形固定資産の取得による支出		△463	△195
投資活動によるキャッシュ・フロー		△109,338	527,170
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		—	—
公営競技納付金収入		8,576	6,696
公営競技納付金還付支出		△44	—
出資金の受入による収入		—	—
その他		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,532	6,696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△106,327	367,368
VI 現金及び現金同等物の期首残高		255,591	149,264
VII 資産負債承継による資金増加額		—	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		149,264	516,633

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>同左</p>
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額か</p>	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額か</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>ら地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>	<p>ら地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

追加情報

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 金融商品に関する注記	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が平成20年3月10日付けで改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財省令第9条の2の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。	—————
2. 賃貸等不動産に関する注記	当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。 なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。	—————

会計方針の変更

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
資産除却債務に関する会計基準等の適用	—————	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	106 百万円	193 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災16団体に対して、元利金（期末日現在2,543百万円）の払込期日を延長する措置を講じております。当該団体への貸付金の回収可能性に問題はないものと判断しております。</p>
3. 担保提供資産	<p>法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。</p>	<p>法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。</p>
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであ</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	ります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(3) 利差補てん積立金 同左

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 4,539 百万円 管理勘定 4,326 百万円	一般勘定 8,025 百万円 管理勘定 8,048 百万円

(金融商品関係)

I 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約を締結するとともに、CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率(上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。)をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	△1
(3) 現金預け金	149,264	149,264	-
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287
債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△619	△619	-
デリバティブ取引計	△619	△619	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	379,977	379,976	△1
	譲渡性預金	604,500	604,500	-
	小計	984,477	984,476	△1
合計		984,477	984,476	△1

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であ

るため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	272,000	272,000	△619	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	-	※2	
合計			926,900	747,400	△619	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,572,195	1,581,151	1,608,111	1,512,186	1,448,990	6,166,151	6,849,565	1,291,874
有価証券								
満期保有目的のもの	984,477	-	-	-	-	-	-	-
預け金	149,264	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600	209,260

II 当事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の差異が存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準

備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出してあります。

- ・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

- ・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であるこ

とを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成 23 年 3 月 31 日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年度比

(単位：億円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.6% (+6.0%)	△2,339 (△1,169)	△6,926 (△3,284)	+4,587 (+2,116)	15,976 (+2,296)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 23 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 683 億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 693 億円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,231,856	23,462,149	1,230,239
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	457,590	457,582	△7
(3) 現金預け金	516,633	516,633	-
資産計	23,206,079	24,436,365	1,230,285
債券	18,327,190	18,873,549	546,359
負債計	18,327,190	18,873,549	546,359
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△789	△789	-
デリバティブ取引計	△789	△789	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成23年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	86,990	86,982	△7
	譲渡性預金	370,600	370,600	-
	小計	457,590	457,582	△7
合計		457,590	457,582	△7

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	100,000	100,000	△789	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	138,000	-	※2	
合計			816,090	678,090	△789	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,579,622	1,551,565	1,544,319	1,510,292	1,478,709	6,288,292	6,911,416	1,367,638
有価証券								
満期保有目的のもの	457,590	-	-	-	-	-	-	-
預け金	516,632	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,176,130	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	6,865,040	1,286,338	211,452

(有価証券関係)

I 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	△1	-	△1
譲渡性預金	604,500	604,500	-	-	-
合計	984,477	984,476	△1	-	△1

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	86,990	86,982	△7	-	△7
譲渡性預金	370,600	370,600	-	-	-
合計	457,590	457,582	△7	-	△7

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>(1) 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジに</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>おいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及びCSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(退職給付関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております	同左
2. 退職給付債務に関する事項	退職給付債務の額 363 百万円 年金資産の額 153 百万円 退職給付引当金の額 210 百万円	退職給付債務の額 344 百万円 年金資産の額 149 百万円 退職給付引当金の額 195 百万円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用の額 16 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 3 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 12 百万円	退職給付費用の額 5 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 2 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 2 百万円
4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項	退職給付債務の算定は簡便法によっております。	同左

(勘定別情報関係)
当事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）
（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	3,586,125	18,645,731		22,231,856
有価証券	457,590			457,590
現金預け金	516,633			516,633
その他資産	2,420	14,612		17,033
有形固定資産	2,918			2,918
無形固定資産	756			756
一般勘定貸		827,351	△ 827,351	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	442,831		△ 442,831	
資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787
負債の部				
債券	2,580,904	15,746,285		18,327,190
その他負債	3,107	14,590		17,698
賞与引当金	41			41
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	195			195
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	915,823			915,823
基本地方公共団体健全化基金	908,104			908,104
組入地方公共団体健全化基金	7,719			7,719
管理勘定借	827,351		△ 827,351	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		442,831	△ 442,831	
特別法上の準備金等	660,000	3,236,421		3,896,421
金利変動準備金	660,000			660,000
公庫債権金利変動準備金		3,136,532		3,136,532
利差補てん積立金		99,889		99,889
負債の部合計	4,987,458	19,440,129	△ 1,270,183	23,157,405
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	13,860			13,860
一般勘定積立金	13,860			13,860
評価・換算差額等	△ 8,645			△ 8,645
管理勘定利益積立金		47,565		47,565
純資産の部合計	21,816	47,565		69,382
負債及び純資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	62,032	512,245	△ 34,380	539,997
資金運用収益	45,152	494,659		539,812
役務取引等収益	134			134
その他経常収益	50			50
管理勘定事務受託費	962		△ 962	
地方公共団体健全化基金受取利息	15,730		△ 15,730	
一般勘定貸受取利息		594	△ 594	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		16,992	△ 16,992	
経常費用	54,006	272,702	△ 34,280	292,428
資金調達費用	29,637	253,540		283,177
役務取引等費用	26	243		269
その他業務費用	2,303	2,115		4,418
営業経費	2,264	109		2,374
その他経常費用	2,187			2,187
地方公共団体健全化基金組入額	2,187			2,187
管理勘定借支払利息	594		△ 594	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	16,992		△ 16,992	
一般勘定事務委託費		962	△ 962	
地方公共団体健全化基金支払利息		15,730	△ 15,730	
経常利益	8,025	239,543		247,569
特別利益	220,000	233,994	△ 220,000	233,994
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		13,994		13,994
特別損失	220,000	465,489	△ 220,000	465,489
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		245,589		245,489
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	8,025	8,048		16,074

⑤【附属明細表】

当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1【有形固定資産等明細書】

（単位：百万円）

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	555	12	-	568	107	42	460
土地	2,403	-	-	2,403	-	-	2,403
その他の有形固定資産	96	43	-	140	85	45	54
有形固定資産計	3,055	56	-	3,111	193	87	2,918
無形固定資産							
ソフトウェア	1,219	113	-	1,332	576	264	756
その他の無形固定資産	13	-	13	0	-	-	0
無形固定資産計	1,233	113	13	1,332	576	264	756

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第22回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成23年3月14日	680,402	1,330,908	0.9 ～1.5	10年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	-	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回～第4回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ～平成23年2月21日	-	90,000	0.423 ～0.639	5年
非政府保証公募債 第1回～第22回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成23年3月17日	245,000	605,000	0.976 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第13回地方公共団体金融機構 債券	平成21年6月25日 ～平成23年1月24日	195,000	355,000	1.752 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F52、54～56回地方公共団体金融 機構債券	平成21年7月22日 ～平成23年2月3日	186,000	461,000	0.185 ～2.332	3年 ～29年
非政府保証公募債 F53回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日	-	15,000	変動	10年
縁故債 A号第1回～第14回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成23年3月22日	280,000	680,000	0.99 ～1.53	10年

銘 柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
地方公共団体金融機構債券小計	-	1,586,402	3,620,078	-	-
政府保証債（国内債） 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,872	299,917	0.7	4年
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	560,087	560,362	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,993	29,994	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,957	139,962	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,943	84,946	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	1,234,854	1,235,183	-	-
政府保証債（国内債） 第788回～第886回公営企業債券	平成12年4月27日 ～平成20年6月19日	9,220,051	7,556,867 (1,540,760)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,637	184,659	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	1,043,458	923,913 (200,000) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～5.875	10年 ～20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,963	129,976	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,786	1,279,829 (100,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,611	569,636	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,848	189,855	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	45,660	43,490 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付（CMS型）第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
縁故債 い号第5回～特別第1号第31回公営企業債券	平成12年4月28日 ～平成20年7月31日	2,970,200	2,513,700 (333,200)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	15,713,218	13,471,927 (2,176,130)	-	-
合計	-	18,534,475	18,327,190 (2,176,130)	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。

2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額であります。

3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

3【引当金明細書】

(単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	43	41	43	-	41
役員賞与引当金	7	6	7	-	6
退職給付引当金	210	5	10	9	195
役員退職慰労引当金	56	6	10	24	27

4【金利変動準備金等明細書】

(単位:百万円)

区分	前期末 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	440,000	220,000	220,000	-		660,000
公庫債権金利変動準備金	3,111,043	245,489	245,489	220,000	220,000	3,136,532
合計	3,551,043	465,489	465,489	220,000	220,000	3,796,532

5【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	901,407	6,696	-	-	-	908,104
組入地方公共団体健全化基金	5,531	-	2,187	-	-	7,719
合計	906,939	6,696	2,187	-	-	915,823

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項の規定に基づく還付に係る金額であります。
3. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第5項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,291,330	22,231,856	△59,474	(注1)
有 価 証 券	648,754	457,590	△191,164	(注2)
現 金 預 け 金	248,754	516,633	267,879	(注3)
そ の 他 資 産	18,097	17,033	△1,064	
有 形 固 定 資 産	2,929	2,918	△11	
無 形 固 定 資 産	1,153	756	△397	
資 産 合 計	23,211,017	23,226,787	15,770	
債 券	18,322,722	18,327,190	4,468	(注4)
そ の 他 負 債	18,515	17,698	△817	
賞 与 引 当 金	50	41	△9	
役 員 賞 与 引 当 金	7	6	△1	
退 職 給 付 引 当 金	199	195	△4	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	73	27	△46	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	911,080	915,823	4,743	
基 本 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	904,252	908,104	3,852	(注5)
組 入 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	6,828	7,719	891	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	3,883,574	3,896,421	12,847	
金 利 変 動 準 備 金	660,000	660,000	—	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	3,123,697	3,136,532	12,835	(注6)
利 差 補 て ん 積 立 金	99,877	99,889	12	
負 債 合 計	23,136,220	23,157,405	21,185	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	—	
利 益 剰 余 金	5,345	13,860	8,515	
一 般 勘 定 積 立 金	5,345	13,860	8,515	(注7)
評 価 ・ 換 算 差 額 等	—	△8,645	△8,645	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	△8,645	△8,645	(注8)
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	52,850	47,565	△5,285	(注9)
純 資 産 合 計	74,797	69,382	△5,415	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,211,017	23,226,787	15,770	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 資金滞留抑制の観点から余裕金の縮減に努めたことによる減

(注3) 被災団体への短期貸付けに備え、貸付原資を確保したこと等による増

(注4) 債券発行額が予定を上回ったこと等による増

(注5) 納付金が予定を上回ったことによる増

(注6) 公営企業債券の借換益が予定を上回ったこと等による増

(注7) 金利スワップ受入利息が予定を上回ったこと等により積立金の計上額が増

(注8) 予算では金利スワップに係る時価評価額を計上していなかったことによる減

(注9) 公庫債権金利変動準備金繰入額が予定を上回ったこと等により積立金の計上額が減

損益計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	544,106	539,997	△4,109	
資 金 運 用 収 益	543,938	539,812	△4,126	
貸 付 金 利 息	542,999	535,845	△7,154	(注1)
有 価 証 券 利 息	443	1,057	614	
預 け 金 利 息	443	169	△274	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	53	2,531	2,478	(注2)
そ の 他 の 受 入 利 息	—	208	208	
役 務 取 引 等 収 益	133	134	1	
そ の 他 経 常 収 益	35	50	15	
経 常 費 用	310,211	292,428	△17,783	
資 金 調 達 費 用	299,928	283,177	△16,751	
債 券 利 息	299,485	282,830	△16,655	(注3)
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	443	347	△96	
役 務 取 引 等 費 用	271	269	△2	
そ の 他 業 務 費 用	5,481	4,418	△1,063	(注4)
営 業 経 費	3,180	2,374	△806	
人 件 費	(921)	(773)	(△148)	
業 務 費	(1,498)	(944)	(△554)	
そ の 他 の 営 業 経 費	(761)	(656)	(△105)	
そ の 他 経 常 費 用	1,351	2,187	836	
地方公共団体健全化基金組入額	1,351	2,187	836	
経 常 利 益	233,895	247,569	13,674	
特 別 利 益	234,006	233,994	△12	
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	220,000	—	
利差補てん積立金取崩額	14,006	13,994	△12	
特 別 損 失	453,643	465,489	11,846	
金 利 変 動 準 備 金 繰 入 額	220,000	220,000	—	
公庫債権金利変動準備金繰入額	233,643	245,489	11,846	(注5)
当 期 純 利 益	14,258	16,074	1,816	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では新規取引分に係る金利スワップ受入利息を計上していなかったことによる増

(注3) 債券利息が予定を下回ったこと等による減

(注4) 債券発行関係費が予定を下回ったことによる減

(注5) 公営企業債券の借換益が予定を上回ったこと等による増

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 23 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 516,632 百万円その他であります。

その他資産 前払費用 256 百万円、未収収益 16,231 百万円（貸付金利息 15,917 百万円その他）、その他の資産 545 百万円（差入保証金 106 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 15,920 百万円、その他の負債 1,765 百万円（未払金 293 百万円、金利スワップ負債 1,445 百万円その他）その他であります。

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村 俊 克 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書について監査を行った。この財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表が、機構関係法令（法、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令をいう。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 決算報告書が、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、機構が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。

2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。